

令和5年八千代市農業委員会

第4回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和5年八千代市農業委員会第4回総会議事日程

開催日時	令和5年4月7日（金）午後1時30分～午後2時30分
開催場所	八千代市上下水道局2階 大会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第4号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第2号	農地法第3条の件
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第4号	八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（14名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中基保美	12 今井茂

（欠席委員：13 櫻井正浩）

◆事務局（5名）

局 長 安原 信尚 次長 小林 直樹 主査 中尾 通彦
主任主事 樽見 侑樹 主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長 (小名木会長)	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております、農業委員は14名中14名、推進委員は13名中12名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第4回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 2番 黒崎委員、3番 島村委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第4条の件、県許可分、申請番号1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。 【1番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の鈴木美登推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。八千代市農協の東約200mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は次の2ページとなります。</p> <p>申請理由は、近隣の駐車場が閉鎖され、近隣の住民から駐車場設置の要望があることから、月極駐車場を計画したいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、雨水は、碎石敷きの自然浸透とすること。</p> <p>工事中は、被害の防除に努めること。</p> <p>それぞれを確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 鈴木美登推進委員どうぞ。</p>
鈴木美登推進委員	<p>6番 鈴木美登です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地はビニールハウスが建設され、農地として適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 稲垣委員どうぞ。</p>

稲垣委員	<p>11番 稲垣です。</p> <p>面積330㎡のうち216.88㎡を貸し駐車場に転用するという申請ですが、全部を転用せずに、一部を転用することにしたのは、何か理由があるのですか。</p>
申請人	<p>申請地にはビニールハウスが建っており、その部分は耕作を続けたいので、一部転用となっております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の齋藤委員、櫻井推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の3ページをご覧ください。城橋の北西約600mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、4月1日から廃止されました。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>13番 齋藤委員どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13番 齋藤です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第2号の1番について、討論・採決を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号の2番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>本件は、3月30日、地区担当の今井推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の4ページをご覧ください。旧八千代市少年自然の家の南東約300mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありませんが、貸付地はあります。この貸付地は、適切に営農されており問題ありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が200日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。 去る3月30日に現地調査を行いました。 現地は農地として、適切に管理されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号の3番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、3月30日、地区担当の黒澤推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の5ページをご覧ください。秀明大学の東約700mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありませんが、貸付地はあります。この貸付地は、適切に営農されており問題ありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 黒澤推進委員どうぞ。</p>
<p>黒澤推進委員</p>	<p>1番 黒澤です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯と聞いておりますので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第2号の3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の3番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画審議の件、本件は全部で5件ありますが、申請番号1番は申請人にお越しいただいております。 このため、先に申請番号1番で審議・採決を行い、その後、申請番号2番から5番の審議・採決を行います。 それでは、まず申請番号1番について、審議・採決を行います。 申請番号1番の申請人は入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>右上に「参考案内図1-1」と記載があります案内図をご覧ください。 場所は、秀明大学の北西約600mに位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は10年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は160日ですので、150日要件を満</p>

	<p>たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>申請人は新規就農者ということで、委員の皆さんに申請人の営農計画書を配付していますので、八千代市での営農計画を説明願います。</p>
申請人	<p>まず、土地ですが、先月まで1年間、千葉県立農業大学校で研修を受けておりまして、農家実習の際にお世話になった方から、まとまった畑をご紹介いただいたため選定しました。</p> <p>年間の作付け計画としては、ネギを中心として、エダマメ、タマネギ、その他露地栽培で、時期に合わせたものを栽培します。</p> <p>販路は、直売をメインに、農協、スーパー等に出荷します。</p> <p>倉庫については、畑の隣地に確保しまして、借りるトラクター等を入れます。</p> <p>通作距離ですが、家業を船橋市豊富町でやっているため、そこから通うことを考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>3番 島村委員どうぞ。</p>
島村委員	<p>3番 島村です。</p> <p>習志野市にお住いということですが、習志野市で農地は見つからなかったのですか。</p>
申請人	<p>習志野市は農地が少ないため、候補になりませんでした。</p>
島村委員	<p>研修先の農家さんでは、どんな作目をやられていたのですか。</p>
申請人	<p>時期が8月からだったのですが、ネギに加え、時期のもの、あとはコメを作りました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>営農計画の説明の中で、船橋市豊富町から通うということでしたが、詳</p>

	しく教えてください。
申請人	豊富町には寝泊まりできる場所があるため、そこから通おうと考えています。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第3号1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第3号の1番については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に、申請番号2番から5番について、一括して審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2番から4番）

<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-2」をご覧ください。 場所は、秀明大学の北西約400から500mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読（5番）</p>
<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-3」をご覧ください。 場所は、神尾橋の北東約400mに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、10a当たり年間11,000円です。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は216日ですので、150日要件を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の2番から5番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の2番から5番について、原案のとおり承認することに賛成</p>

	<p>の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第3号の2番から5番については，原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件，事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案書は，6ページとなります。</p> <p>本件は，農業委員会法第37条及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」により，「農業委員会は，その運営の透明性を確保するため，農林水産省令で定めるところにより，農地等の利用の最適化の推進状況，その他農業委員会における事務の実施状況について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており，前年度の活動に対する自らの点検・評価と，今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて，市のホームページ等にて公表することとなっています。</p> <p>例年，「点検・評価」と「目標の設定」は合わせて，5月の総会にて審議しておりましたが，国より「目標の設定」については，4月末までに策定することが求められているため，今総会において，「令和5年度最適化活動の目標の設定」を行いたいとするものです。なお，令和4年度の活動の点検・評価については，本日皆さんから提出していただいた活動記録簿等を基に次回の総会で審議する予定です。</p> <p>具体的な内容については，担当から説明します。</p> <p>私からは以上です。</p>
事務局	<p>配布させていただきました，右上に別紙1と書かれた資料をご覧ください。ご用意いただけましたでしょうか。</p> <p>それでは内容についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度より，農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地利用の最適化推進について，より積極的な実施が求められるようになりました。農業委員の業務と推進委員の業務の差別化のため，現場活動を主とする推進委員の活動内容について，目標を設定するようというもの</p>

です。

I 「農業委員会の状況」について

1の「農業委員会の現在の体制」については、昨年と変更ありません。

2の「農家・農地等の概要」については、2020年の農林業センサス等を基に数値を入れております。

2ページをご覧ください。

II 「最適化活動の目標」

まず、(1)農地の集積ですが、①の現状及び課題について、管内の農地面積(A)は825haです。これまでの集積面積(B)は283ha、集積率は34.3パーセントとなっております。

その下、②目標、令和5年度は、集積面積(D)293haで、うち新規集積面積を10haとしております。これは近年の目標をふまえて設定しております。

次に(2)遊休農地の解消です。

①の現状及び課題ですが、1号遊休農地は72.74haあります。

1号遊休農地については、基盤整備事業等によって圃場の生産性を向上させる必要があります。農業委員会として、麦丸地区の基盤整備事業の実施に向け、地元及び市に対し、働きかけていくことを考えています。具体的には、地元委員から、事業の実施に向けた機運作りをしていただくこと、市と方針について協議すること等です。

3ページをご覧ください。

(3) 「新規参入の促進」

①の現状及び課題ですが、直近3年間の新規参入者は記載のとおりとなります。年によってばらつきはありますが、八千代市への就農の相談件数は増えております。

その下②目標が、直近3年間の権利移動面積で平均27haになります。これは農地法第3条、利用権設定による所有権移転、貸借権設定の面積となります。

2 「最適化活動の活動目標」

最適化活動の活動日数の目標については、昨年度と同様に月6日と設定したいと思っております。令和4年度の最適化活動については、2月分までの集計が完了しており、月平均5.0日の活動となっております。積極的に活動いただいているので、6日の目標を達成できるようによろしく願いいたします。

(2)活動強化月間については、12月～2月の台帳調査の際に、今後の農地利用について聞き取りを行い、意向把握に努めることとします。

(3)新規参入相談会については、昨年度と同様に、10月頃に推進委

	<p>員が直接就農希望者の話を聞く形で開催します。</p> <p>以上で詳細説明を終わります。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>農地の集積面積について、累計で293haを目指すということですが、この集積面積の集計方法はどのように行っているのですか。</p>
事務局	<p>認定農業者等の担い手が、所有している、借り受けている農地の面積を集計しております。</p>
議長	<p>担い手の人数が増えないと、面積も増えないのですか。</p>
事務局	<p>担い手一人当たりの面積が増えれば、集積面積も増えます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行いません。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり策定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり策定することに決定しました。</p>

議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、八千代市環境審議会に黒澤推進委員が出席されましたので、報告願います。
黒澤推進委員	1番 黒澤です。 去る3月22日、八千代市福祉センター4階にて、令和4年度第1回八千代市環境審議会が開催されました。会長及び副会長の選出と、八千代市第3次環境保全計画について、進行管理見直し等の報告がありました。

	報告は以上です。
議長	ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。 【「質問なし」の声あり】
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。 黒澤推進委員ありがとうございました。
議長	次に、遊休農地対策委員会が開催されましたので、加茂委員長から報告願います。
加茂委員	遊休農地対策委員長の加茂です。 去る3月8日、総会の終了後に令和4年度第1回遊休農地対策委員会を開催いたしました。 昨年、遊休農地対策委員会で草刈りを行い、保全管理をしていた農地については、借受希望者が見つからなかったため、私が1年間借受け、保全管理を行い、引き続き耕作者を探していきます。 令和5年度につきましても、新たな候補地を決め、農地の復元を行っていきます。現在、保品の農地を候補としており、今後、農地の所有者と交渉をしていく予定です。 報告は以上です。
議長	ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。 【「質問なし」の声あり】
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。 加茂委員長ありがとうございました。
議長	以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で5点です。 ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について

議長	<p>5月8日(月)午後1時30分から 上下水道局2階 大会議室</p> <p>○次回の現地調査について 4月25日(火) 担当委員：黒崎委員，島村委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>○農地台帳整備調査に対する謝金について</p> <p>以上で令和5年第4回総会を閉会します。</p>
----	---